

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による許可の申請にあたり、地区除外等処理規程第 2 条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第 3 条の申し入れ事項等については別途協議し、第 6 条の決
済金については所定の方法によりこれを

※委任状がある場合、余白に代理人の記名押印があれば転用組合員と転用関係者の押印は不要です。

令和 年 月 日

土地所有者の住所・氏名を記名押印して下さい。

住所 稲沢市稲沢町北山 178 番地
転用組合員
氏名 宮田 太郎



土地所有者、売買の譲受人等の住所・氏名を記名押印して下さい。

住所 稲沢市稲沢町北山 179 番地
転用関係者
氏名 宮田 次郎



宮田用水土地改良区理事長殿

記

1. 土地 一宮 郡 市 町 区

大字名	字名	地番	地目	台帳面積	転用面積	転用の事由
大和町妙興寺	〇〇〇	〇〇〇	田	300 m ²	300 m ²	駐車場
			田			
			田			
			田			

2. 位置図・公図

3. 農業委員会（県知事）に転用許可申請書を提出しようとする日

宮田用水の地区担当総代の署名捺印が必要です。
住所・氏名につきましては宮田用水（徴収課）へお問い合わせ下さい。

上記確認済

地区担当総代



つては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

誓約書

令和 年 月 日附で提出しました農地転用通知に対し宮田用水土地改良区地区除外等処理規程により宮田用水土地改良区から通知人に協議されました下記事項は負担金納付者と共に承諾しこれを確実に履行することを誓約致します。

農地転用通知に対する協議事項

1. 宮田用水土地改良区の地区除外等処理規程による決済金は、申請と同時に納付すること。
2. 宮田用水土地改良区の賦課金滞納額を納付すること。
3. 転用土地内に現に有する農業用施設の改廃が宮田用水土地改良区の管理する施設の効用に影響を及ぼす場合はその補償工事の施工及び経費の負担をすること。
4. 宮田用水土地改良区が現に施行し又は施行予定の土地改良事業に対し協力すること。
5. 宮田用水土地改良区の管理する水路には悪水を放流しないこと。ただし止むをえず生活雑水を放流する場合は事前に宮田用水土地改良区に申し出て所定の手続をなし許可を受けること。
6. その他宮田用水土地改良区の事業運営に支障なきよう留意し宮田用水土地改良区の指示事項を厳守すること。
7. 転用された年度の一般賦課金は納付すること。

令和 年 月 日

住所 稲沢市稲沢町北山 178 番地

氏名 宮田 太郎



住所 稲沢市稲沢町北山 178 番地

氏名 宮田 太郎



土地所有者の住所・氏名を
記名押印して下さい。

決済金を納付される方
(組合員又は関係者)の
住所・氏名を記名押印し
てください。

転用組合員

負担金納付者

宮田用水土地改良区理事長殿

第 号 農地（田）転用意見書

下記の土地は、当土地改良区の区域内農地（田）の転用について、当改良区と協議が整い、土地改良事業との関係においてその転用は支障ありません。

日付は記入しないで下さい。

令和 年 月 日

宮田用水土地改良区
理事長

土地所有者の住所・氏名を
記名して下さい。

転用組合員

住所 稲沢市稲沢町北山 178 番地

氏名 宮田 太郎

土地所有者、売買の譲受人等
の住所・氏名を記名して下さい。

転用関係者

住所 稲沢市稲沢町北山 179 番地

氏名 宮田 次郎

1. 土地

郡 町
一宮 市 区

大字名	字名	地番	地目	台帳面積	転用面積	転用の事由
大和町妙興寺	〇〇〇	〇〇〇	田	300 ^{m²}	300 ^{m²}	駐車場
			田			
			田			
			田			

地区除外申請書

令和 年 月 日通知に係る下記土地につき農地法による許可を受け、これを転用するので土地改良区の地区から除外されたく申請する。

令和 年 月 日

※委任状がある場合、余白に代理人の記名押印があれば転用組合員と転用関係者の押印は不要です。

土地所有者の住所・氏名を記名押印して下さい。

転用組合員

住所 稲沢市稲沢町北山 178 番地

氏名 宮田 太郎



土地所有者、売買の譲受人等の住所・氏名を記名押印して下さい。

転用関係者

住所 稲沢市稲沢町北山 179 番地

氏名 宮田 次郎



宮田用水土地改良区理事長殿

記

1. 土地

郡 町 区
一宮 市

大字名	字名	地番	地目	台帳面積	転用面積	転用の事由
大和町妙興寺	〇〇〇	〇〇〇	田	300 m ²	300 m ²	駐車場
			田			
			田			
			田			